

日本円銀の海外流通策

——香港を中心として——

岡田俊平

一ま え が き

日本の各開港場において、一円銀貨を貿易通貨として流通せしめることが、明治四年五月の「新貨条例」によって制定されたのは、東洋方面に国際通貨として支配的流通力を占有していた、メキシコ弗に対立する地位を、この一円銀貨をして獲得せしめようとしたからであった。

したがって、日本政府が一円銀の発行にかけた期待は、はるかに国境を越えて、中国および香港、シンガポール方面にまで、その流通範囲を拡大することにあつた。明治八年二月の新貿易銀の発行は、この意図をもつとも明白に具現したものであつた。また明治七年以後に上海交換所設置の計画を進めたのも、中国各地における日本銀貨の流通力を確保するために、中心的金融機関を必要としたからであつた。

新貿易銀は政府の期待する効果をあげることができず、却つてわが国の貨幣制度を混乱せしめる結果となつ

て、わずか三カ年余の後に、旧一円銀貨の発行に復帰しなければならなかった。また上海交換所の設立も実現するに至らず、日本銀貨の上海における正常な流通を見ることはなかった。^(註1)

これに対して、中国南部諸港、あるいは香港、海峽植民地方面において、日本銀貨はどのような地位を占めることができたのであろうか。これらの地方における日本銀貨の流通状況は、上海における場合と事情を同じくしなかった点を、本稿において解明したい。

(註1) 拙稿「日本貿易銀」(成城大学経済研究、第五号)および、「上海交換所設立案」(早稲田大学、大隅研究、第七輯)を参照せられたい。

二、香港における円銀の地位

明治前期にあたる頃の、香港における通貨事情は中国におけるよりは、やや安定していたが、ヨーロッパ的基準から見れば、その貨幣制度は体系的なものとはいえなかった。香港が英国の植民地となった時には、金本位制の採用が計画された。しかしながら、金を貨幣的用途に供することを嫌悪する東洋的偏見は、その計画の実現を妨げた。かくして、一八六三年(文久三年)に、メキシコ弗が法貨として公認された。一八六六年(慶応二年)には、香港において鑄造された英国弗(British Dollar)が、流通せしめられることとなった。英国弗は、四一六グレン、九〇〇位で、メキシコ弗とほとんど同じであるにもかかわらず、中国人の保守的性向のために、この貨幣は広く受け容れられるに至らなかった。したがって、二年を経ない内に、香港造幣局は閉鎖される運命となり、その機械設備は一八六八年(明治元年)日本に売却された。その結果、メキシコ弗が依然として最も主要

な地位を占めることとなったのである。^(註1)

シンガポールについて見ても、海峽植民地が植民省の管轄に移されるまでは、インド貨幣が公認の通貨であったが、一般取引にはすでに弗貨幣が使用されていた。一八六七年四月一日以後、香港造幣局によって鑄造された貨幣、メキシコ、ペルー、ポリビヤ、スペイン等の弗銀貨、あるいは時期にしたがって指定される其他の弗銀が、海峽植民地における法貨であることが公告された。そして、一八七四年（明治七年）には、アメリカ貿易銀と、日本円銀の、合法的流通が認められるに至った。

シンガポールおよび香港の商業会議所は、英国の貿易弗を導入するよう本国政府に説得することに努力した。シンガポール、香港のごとき、英国の商業中心地の通貨が外国貨幣に依存していることは奇異な感じを抱かせるものであるが、英国政府の意見は、鑄造費をメキシコ弗のように低くすることが出来ないというのであった。一八九〇年には、遂にメキシコ弗が本位貨幣となるに至ったのである。このほか、外国為替銀行の大部分が銀準備を基礎として発行する銀行券の流通が見られた。^(註2)

香港方面に日本円銀を流通せしめようとする方策は、元来一円銀貨鑄造の目的が、メキシコ弗に対抗する貨幣を得ることにあったので、一円銀の発行と共に、進められていたものと考えられる。

明治六年十二月二十四日付の、大隈重信宛、東洋銀行ロバートソン (John Robertson) の書翰に、

「貴国円銀をメキシコ弗と並立して、中国における通貨たらしめるよう努力すべき旨御要望の、明治六年六月二日付貴翰にしたがって、香港にある当行支配人が、香港植民地書記官に、本件に関し公式に申入を行ったことを御知らせする。当行支配人よりの通信の写を同封するが、それによって、われわれが貴国の円銀につい

て、アメリカ貿易弗と同じ地位を要求したこと、すなわち両貨幣とも香港およびその接続地において、法貨として公許されるよう要求したことを知られるであろう。香港総督は円銀およびアメリカ貿易銀について、彼地の商業会議所の意見を徴するものと思われる^(註3)」

とあることによつて、すでに明治六年に、東洋銀行を通じて、香港植民地政庁との間に、円銀の香港流通策について交渉が行われていたことが察知出来る。

同月二十六日には、さらにロバートソンは、大隈重信に日本円銀について、

「香港における論議の結果を聞くまでは、目下何等新しい手段を講ずべきではないと思う^(註4)」

と通報しているが、香港においては、日本円銀をどのように見ていたであろうか。

明治初期の日本政府の政策を支持していた外字新聞「The Japan Weekly Mail」の創刊者であるホウエル(W. G. Howell)が、東洋銀行のロバートソンに宛てた、明治七年二月二十四日付の書翰に、「China Mail」および「Hong Kong Daily Press」の日本円に対する評論に関して、次のような意見を述べている。

「其趣意ハ、右銀円之定位量目ト其純分ヲ保証スル為メニ、日本政府ニ而確乎タル受合ヲ立ル其次第柄ヲ論スルナリ。拙者普通之道理ヲ解キ、香港商法会議所ニ而、右貨幣ヲ受ヘキ事ヲ迫レリ。尤兼而日本政府之万国ニ対シ交際ヲ勉テ固定セントノ御趣意者、拙者心中承知致居候得共、受合ト言フ語ヲ説クニハ、先ツ重モニ造幣寮取扱之儀ニ付、当今東洋銀行ト日本政府之間ニ現在スル、交誼之事柄ヲ主張致置候^(註5)。」

この書翰によつて、すでに日本円銀の流通について、香港商業会議所において検討がなされていたことが知られる。しかも、日本円銀の品位、量目に関する信頼度の低いことが、円銀公認を躊躇せしめる原因となっていた

ことが推察出来る。ホウエルは、海外における日本円銀の信認を確保するためには、わが国の貨幣鑄造に外人技師の指導がなければならぬと考えている。すなわち、

「全体香港會議所ノモノハ、当今造幣寮ヨリ發行スル所ノ貨幣之事ニ付而者、充分ノ知見モアラサレハ、右貨幣ヲ通用貨幣トナスニハ、少シノ不信用ヲ抱ク、亦自然之勢ニ有之候。其謂如何トナレハ、当今者実ニ造幣事業モ大ニ練熟ニ至レ共、其練熟モ一旦事變スレハ、其高度ニ至ルモノ亦容易ニ傾覆スルノ憂アレハナリ。善ク精選セラレタル欧州人アリテ、永ク造幣寮中之事業ヲ取扱ヒ、其職ニ在ルノ間者、日本造幣之信用モ東洋中ニ秀テ、隨而又欧州之信用ヲモ招クヘシ。右之信用ヲ得ルハ、尚日本国ニ於テ廣大無量之利益ト思量致シ候。乍去、又案スルニ、如シ造幣寮之事業ニ關スル役人ヲハ、当今造幣寮中之諸役員皆東洋銀行之紹介ニ於ケルカ如ク、銀行同様富有名望アル手堅キ一大社之周旋ニ關係スル欧州人ニテ、造幣之事業ヲ行フニ非サレハ、東洋中ニ在ル歐人ニ而、日本貨幣ヲ通用スルコト、恐ラクハ數年之長キヲ費スヘシ。」^(註6)

この言葉は、大阪造幣寮の造幣技術が、オリエンタル・バンクとの契約によって派遣されて来た、造幣首長ウイリアム・キンダー (William Kinder) 以下十数名の外人技師の指導の下にある状態を、永續することの必要性を説いているのであるが、明治初期のわが国の造幣事業のみでなく、経済全体の国際的地位が、どのような程度であったかを示す適切な例であるともいえよう。

明治政府にとっては、大阪造幣寮を外国人の指導から独立せしめることは、切に要望するところであり、八年二月には、キンダー等十名の外人技師が造幣寮を去ることになったのである。しかしながら、海外において日本貨幣に対する信認を得るためには、依然として、日本貨幣について外国の分析試験を受けることが必要であった。

すなわち、サンフランシスコおよびカルカッタの造幣局において分析して、その結果を発表していたのである。

このことについては、明治四十三年六月十七日、長谷川為治（造幣局長）が、

「旧幕府時代に拵へた貨幣は、段々悪くなつて、大きに信用が無くなつたものですから、その信用を得ることに余程努めて、創業以来、外国人の信用を得る為に、種々そう言ふ様な、事をした訳であります」^(註7)

と、外国における日本貨幣の分析が重要な意味をもつものであったことを述べている。そして、この方法が廃止されたのは、

「森有礼さんが、英国の公使になりました、どうも日本の貨幣を英国へ遣つて、試験して貰ふと言ふことは、甚だ不見識な事である、廃めたら宜からうと言ふ事でありまして、其節から遂に廃めることになりました」^(註8)

とあるから、森有礼の公使就任の日、すなわち、明治十二年十一月六日より後のことである。このような外国依存の方法が、却つて、後に述べるように、香港商業会議所において、日本円銀の信頼度が論ぜられた時に、日本円銀の品位を信認するに足るものと見る意見の、重要な論拠となつたことを思えば、欧米経済制度の移植時代にあった、当時のわが国の国際的立場から当然必要であり、また有効な方法であつたといわねばならない。

わが国政府と東洋銀行との間に、日本貨幣について、次のような契約を締結しようとして、その案文が香港駐在の安藤領事より送られて来ていることも、また日本銀貨の海外における信認を獲得するためには、外国銀行による品位検査を必要としたことを示すものであらう。

「日本帝国政府ト東洋銀行ノ間ニ結盟スル約定書案。

日本、支那及ヒ其他ノ外国貿易ノ為メニ開キタル諸港ニ於テ、日本貨幣ノ外国流通貨幣トシテ一般流通セシコトヲ、一層容易ナラシメンカ為メ、我輩即チ大藏卿大隈重信ハ日本政府ノ為メニ、東洋銀行社員タル「ジョ・ロベルトソン」ハ東洋銀行ノ為メニ、爰ニ左ノ条々ヲ盟約ス。

第一条、東洋銀行ハ依然是迄ノ通り、日本帝国造幣局ノ為メニ外国銀行者タル可シ。

第二条、造幣局ニテ鑄造セシ貨幣ハ総テ、東洋銀行ノ神戸支店ノ手ヲ經可シ。

第三条、東洋銀行ハ性合ノ善悪ヲ検査セン為メニ、鑄造貨幣百分中若干ヲ勝手ニ撰取り、試験分析ヲ行ヒ、而シテ之レヲ簿冊ニ留ム可シ。

第四条、第三条ニ從ヒ、撰取ノ上分析セシ試験片ハ東洋銀行ニ留メ置キ、追テ造幣局官吏ノ求メニ応シテ渡ス可シ。

第五条、東洋銀行ハ試験分析及ヒ検査等ノ為メニ手数料ヲ求メス、鑄造総額ノ百分一ノ八分一ヲ造幣局ヨリ領収ス可シ。

第六条、若シ造幣局官吏此約定ニ背クコトアルニ於テハ、東洋銀行ハ万事其ノ随意ニ所分ス可シ。

第七条、約定期限ハ日附ヨリ後何年ノ間トス、但シ此約定ハ東洋銀行取締役ノ責ニ任スルモノナリ^(註9)

わが国の造幣寮の鑄造技術が、外人技師の指導の下にあることと、その鑄造貨幣が英米の造幣局あるいは外国銀行の分析試験を受けることが、海外における日本貨幣に対する信認を確保するについて、主要な条件であった。このような地位におかれていた日本円銀が、香港および中国南部諸港において、どのような評価を受けていたのであろうか。

日本国銀の海外流通策

明治七年（一八七四年）十月以後約三カ月間、上海交換所設立準備のため、第一国立銀行の松田源五郎と陽其二が、上海および香港における、日本銀貨の流通状態を調査した。彼等による香港からの、十一月五日付の報告書は、次のように述べている。

「第一、当港通用之貨幣ハ、元当地ニ於テ鑄造シタル銀貨銅貨ヲ以主トスレトモ、其高不多ニ依リ、欧米各國ノ貨幣ヲ交雜シ、普通相場ヲ以差支ナク流通スル中ニ、現今スケール弗專ラ通用致候事。

第三、日本銀貨之流通ハ、日用小私等ノ取引ニ一切差支ナシ、尚領事公館ノ経費モ以後ハ我銀貨ヲ以テ、大蔵省ヨリ逋送相成度旨ヲ上申可致云々、安藤領事ノ説アリ。然レトモ多数ノ高ハ何分ノ打銀ヲ出ササレハ、請人ニ於テ必ス拒ムノ權アルナリ。（此打銀百円ニ付五拾錢ヨリ一円位）此ヲ拒ムノ權アルハ、先般当奉行所ニ於テ日本銀貨ノ性質及量目等ヲ試験シ、銀位ノ純質ナルコトヲ詳悉シ、左ノ量目比較表ヲ出示セリ。

量目比較表

メキシコドル	九百九拾七弗五十セント	四拾七万七千グレーン
スケールドル	九百九拾五弗	〃
ツレドドル	九百九拾弗	〃
日本銀円	千円	〃

右ニ付、メキシコ及スケールトルタルト同等ニ通用差支ナキ事ノ公告ヲ黙止タル由、香港ヲリインタルバンク支配人ノ説ナリ。依テ多数ノ取渡ニ差支ヲ生シ候事。

但此量目比較ノ明瞭ナラサル事ヲ、右支配人ニ質問シタルニ、同人モメキシコ・スケールドル等ニ同量ナル

事ハ詳細セシ趣ナリ。日本政府ヨリ香港奉行役へ、一応談判相成度旨ヲ類ニ勸誘セリ。^(註10)

また、当時香港副領事の安藤太郎は、十一月六日付の公信をもって、第一国立銀行員の来着を報ずると共に、次のように述べている。

「持参之円銀五千枚、墨銀ニ交換仕候処、円銀百枚ニ付墨銀（鷲秤ノ別ナク）九拾九元五拾錢ニ引替申候。然ル処右収入之円銀者、香港通用之為ニ非スシテ福州厦門近傍へ輸出之由、松田等之見込ト者少々矛盾之様相見申候。併当地ニ於テハ円墨之間殆ト差違ナキ姿、前申上候五厘之引ケモ、全ク銀行引替之手数料ト申居候^(註11)」これらの報告によれば、香港においては、日本銀貨は洋銀と殆ど等価に流通してはいるが、小額取引の決済にのみ用いられており、無制限の通用力を保持していなかった。しかも、日本銀貨の多くは香港に流通するよりも、中国南部諸港に送られる状態であったことが窺われる。

円銀に代って、明治八年二月より発行された新貿易銀は、円銀よりも四グレン量目を増した銀貨であり、これによって日本銀貨の海外流通力を強化しようとする目的をもつものであった。したがって、日本政府は香港其他の地域において、新貿易銀を公認通貨とする政策を進めつつあったに相違ない。その詳細な事項を明らかにすることは出来ないが、香港領事安藤太郎から、サイゴン総督ラフォン(Lafont)宛の、明治十一年三月二十五日付の、書翰に、

「大阪造幣寮によって発行された日本貿易銀が、フランスの当植民地において、法貨たることを布告されるよう閣下にお願ひしたい。この貨幣は実質的に他の国によって発行された同様の貨幣と等しい重量品位をもち表面にその旨が表示されてある。さらに、私は香港およびシンガポールの英国植民地当局にも、この貨幣を、

日本田銀の海外流通策

これらの植民地において法貨とせられるよう申出ている。香港總督ヘネシー (J. Pope Hennessy) 氏はこのことについて、積極的の方策をとられつつあることを附言したい。私はこの重要な問題につき御好意ある配慮を賜わらんことを念願する。^(註12)

とあるように、すでに、この書状の発信以前に、香港總督に対しても、新貿易銀の法貨認許を依頼していたのである。そして、一八七八年(明治十一年)二月二十八日、横浜東洋銀行のイ・セ・リード (E. J. Reid) が、

「香港政府ニテ、終ニ日本貿易銀ヲ合法貨幣トナスコトニ意想ヲ傾ケタリ、

香港ニアル我銀行ノ支配人ヨリ、英国郵船ヲ以テ「ロスセル」(Russel) 氏ニ寄セシ前便ノ報スル所ニ依レハ、同地ノ鎮台ハ諸銀行衆会ノ席ニ出テテ、同地ニ於テ日本貿易銀ヲ洋銀(メキシカンドルラル)ト同価ニ、合

法貨幣トシテ採用スベキ利害得失ニ付テ、俱ニ討論衆議セントノ意ナリト。(尤モ此衆会ハ右郵船彼地出帆ノ

当日東洋銀行ニテ相催ス由)

仏国郵船明日着港ノ当日ナレハ、定メテ衆会ノ模様結局モ聞知スルヲ得ベク、尚ホ其節ハ不取敢報道スル所アルベシ^(註13)」

と、大隈重信宛の書翰に述べていることによって、香港政庁は、日本貿易銀を法貨とする問題について、香港における外国銀行の意見を徴していることが知られる。ここに述べられている。外国銀行の討議の結果については、リードが三月二日付の手紙をもって、大隈重信に報告している。それによると、一八七八年二月十九日、東洋銀行、チャタルド・メルカントイル・バンク、チャタルド・バンク・オフ・インデア、香港上海銀行、ナショナル・バンク・オフ・インデア (Oriental Bank Corporation, Chartered Mercantile Bank, Chartered Bank

of India, Hong Kong and Shanghai Banking Corporation, National Bank of India) の連名で、日本貿易銀を法貨として公認することに反対の答申書が、在香港英政府書記官宛に提出されたのである。すなわち、

「抑モ日本ノ貿易銀タル、当植民民ノ通貨ニハ適中スルト雖モ、熟々考フルニ曾テ当地ノ商法会議所並ニ諸銀行ノ代理人等ヨリ申立シ、「ブリチッシ・ドルラル(英国ノ弗ト云フ義) 鑄造ノ儀モ、「アメリカン・トレイド・ドルラル」(亜米利加ノ貿易弗ト云フ義) 採用ノコトモ、両ツナカラ未タ本国政府ノ決議セサル所ナレハ、我輩社員ハ、目今日本貿易銀ヲ合法貨幣トシテ採用スベキコトヲ主張スルノ意ナキノミナラス、實ニ之レヲ採用スルノ期太タ早シト思考ス、依テ具陳スルコト此ノ如シ。」^(註14)

香港における外国諸銀行の意見は、日本貿易銀を法貨とすることを時期尚早とするのであったが、この場合、問題となった貨幣は、新貿易銀であつて、一円銀ではなかつた。四一六グレインの円銀に代えて、四二〇グレインの貿易銀を発行したが、却つて、わが国貨幣制度の不安定の印象を与える結果となり、日本銀貨の海外への流通に不利な影響を与えたものといわねばならない。

一八七七年(明治十年)十二月十二日のジャパン・ガゼットは、ストレイツ・タイムス(Straits Times)新聞の記事を転載して、

「日本円銀ト米國貿易銀ト墨銀トノ三者ハ、當國ノ合法貨幣ナリ。然ルニ日本貿易銀ハ當諸島ノ合法貨幣ニ
(註15)
アラス」

と、海峽植民地において、新貿易銀は円銀に代位し得ないことを伝えている。

一八七八年八月二十一日、英国商人ジョン・ピットマン(John Pitman)は上海からの書状に、

「千八百七十四年、東洋銀行カ日本ノ円銀ヲシテ、香港ノ合法貨幣トナスヘキ旨ノ令ヲ発セシメンカ為メニ、其議ニ関涉セシ時ニ際シ、同地ノ大弁事（アトルネー・セネラル）ナル者、同銀行ニ告ケテ云ク、同所鎮台ハ如何ナル「ドルラル」貨タリトモ、其量目並ニ性合トモ「メキシカン・ドルラル」（洋銀）ニ均シキモノハ、之レヲ合法貨幣ト定ムヘキ令ヲ発スル権アリト、且ツ又云ク「メキシカン・ドルラル」ハ、四百拾五「ゲレーン」（トロイ）百分ノ九十六ノ定量ノモノト思考セラルルナリト。

是ニ依テ賤子ハ香港着ノ上、直様同所鎮台ヘ此儀ヲ申入レンコトヲ欲ス。何トナレハ、日本円銀ノ如キハ、其量目タル四百拾六「ゲレーン」（トロイ）ニシテ、即チ「メキシカン・ドルラル」ト同等同一ナレハナリ。

且ツ夫レ「メキシカン・ドルラル」ト同等同一ナルカ故ニ、却テ彼ノ四百二十「ゲレーン」（トロイ）ノ量目ナル貿易銀ヨリモ、香港殖民地ノ法令ト符合スルコロ一層近接ナリ。

賤子亦タ当地ニアル香港上海銀行ノ支配人ト面談セシニ、同人ハ目下ノ状況ニ依レハ、實ニ日本円銀ハ南支那ニ於テ通貨トナスヘキ、最良ノ貨幣タルコトニ付テ、充分同意一致スル所トナレリ^(註16)。

と、大隈重信に書き送っている。また、一八七八年五月二日のジャパン・ガゼットが、

「吾曹ハ『ペーナン』（マラッカ海峡中ノ一島ニシテ則チ英國殖民地ナリ）ニ於テ、其合法貨幣トナスコトヲ拒ミシ『ドルラル』ハ、則チ日本ノ新貿易銀ニシテ、其円銀ニアラサルコトヲ知レリ^(註17)」

と述べているように、新貿易銀は四グレーンの増量によって、決してその流通力を増加し得るものではなかったのである。

また、同年六月八日のジャパン・タイムスも、日本貿易銀の海外流通の拡大をはかることは不可能である述こ

とを、

「外国銀行並ニ外商輩カ、日本貿易銀ヲ以テ支那地方ノ通貨トナサンカ為メニ、周旋尽力スルト云フカ如キハ、是又誤解タルヲ免レス。

曾テ前ノ東京銀行ノ支配人タリシ「ロベルトソン」氏カ、日本政府ニ忠告シ、以テ東洋ノ通貨トナサントセシ貨幣ハ円銀ニシテ、其凶形ヲ除ク外ハ総テ洋銀ト同様ノモノタリ。唯凶形ニ於テハ、円銀ノ方洋銀ヨリ優リタル所アリシ而已。目今東洋ノ貿易上ニ於テ要用トスル所ノ貨幣ハ、則チ此円銀ニシテ、此貨幣コソ外商等カ東洋ノ通貨トナサンカ為メニ、周旋尽力スル所ノモノナリ。

日本政府カ以上吾儕ノ説ク所ニ信服シ、大阪造幣局ニ命シテ、円銀ヲ発行スルニ至ル迄ハ、日本貨幣カ洋銀ノ位置ヲ占メ、代用セラルルニ至ルコトヲ希望スヘカラス(註18)

と、一円銀こそ、洋銀の對抗貨幣たり得る資格をもつものであると強調している。

明治十一年十一月二十六日、新貿易銀の鑄造を停止することによって、再び日本銀貨の海外流通問題は一円銀を対象とするに至った。明治政府の経済政策が、その經驗主義的立場にしたがって、しばしば変更されているが、日本銀貨を国際通貨たらしめようとする、通貨政策のうちにも、同様な変更修正の過程が見られるのである。このような政策の変転の結果、明治十二年七月二十六日のジャパン・ガゼットによって、

「もし円銀が、クリーン・メキシコ弗に比較して、明確な信頼し得る価値をもつものであれば、常にその明確な価値にしたがって流通するであろう。しかし、円銀は現在何ら確定した基準をもっていない。最初に鑄造された円銀は、後に発行された貿易銀および新円銀と、稍異つた実質価値をもつものであつた。また後の二者

も、それぞれ相違していた。かくして日本円銀には三種の異なる価値があるということになる。最初の貨幣は、東洋において認められている貨幣、すなわちメキシコ弗より稍劣るものと考えられている。第二のものは稍優れており、第三のものは第一のものより、僅かに量目の多いものと思われる。その価値にすでに三回の変更があったように、今後の発行についても、さらに価値の変動があり得るものと推定されるだろう。このことは、いうまでもなく、日本円銀がメキシコ弗と平価にて、流通せしめられる場合、殊に日本円銀が輸出されること(註19)のあり得る貨幣と見なされる場合には、慎重な検査、鑑定を必要ならしめる。」

というような批判をされねばならなかったのである。ここにあげられている第一の貨幣とは、明治四年の新貨条例にもとづいて発行された一元銀貨を指すことはいうまでもない。また第二の貿易銀は、明治八年発行の四二〇グレインの新貿易銀を意味するものである。第三の新円銀といっているのは、明治七年三月に図形が改正され、明治十一年新貿易銀の廃止後再び発行を継続することになった貿易一元銀を指しているであろう。しかし、第一の円銀と第三の改正円銀は、造幣規則によれば、いずれも四一六グレイン、九〇〇位であって、その間に何等差異のある筈はないのであるが、あるいは、造幣技術の進歩によって、公差の限界に近い貨幣を減少せしめたことによるものであろうか。

「造幣寮首長第一号年報書」は、造幣寮の設備の不足、地金銀の不良のために、貨幣の品位を保全することの困難なことを述べているが、造幣寮開業以来、明治五年七月十八日までに鑄造した一元銀貨の平均品位は八九八・六六であったのに対して、明治四年八月四日より五年六月末までの間に鑄造した銀円の平均品位は、八九九・七〇であることを報告しており、造幣技術の進歩を示している。(註20)

いづれにしても、右のシャパン・ガゼットの批評は、わが国の一円銀に関する政策に、しばしば変更があったことに対する海外の印象を、端的に表明したものである。明治十一年に新貿易銀が廃止された後は、一円銀の発行が、明治三十年に至るまで継続され、香港、海峽植民地等において、メキシコ弗に比肩し得る貨幣として注目されるに至ったのである。

(註1) cf. Mackenzie, Compton, "Realms of Silver; One hundred years of banking in the East" London, 1954, p. 73.

(註2) cf. Mackenzie, C., *ibid.* p. p. 113—114.

(註3) 「大隅文書」 C 六四七

(註4) 同右 C 六四八

(註5) 同右 C 三五三

(註6) 同右

(註7) 「世外侯事歴維新財政談」上、一二九頁

(註8) 同右 一二八頁

(註9) 「大隅文書」 A 三五九二

(註10) 同右 A 三三九七

(註11) 同右

(註12) 同右 C 九二九

(註13) 同右 C 六一八

日本円銀の海外流通策

(註14) 同右

(註15) 同右 A三四五五

(註16) 同右 C六〇一

(註17) 同右 A三四六九

(註18) 同右 A一七六〇

(註19) "The Currency of Japan; A reprint of articles, letters, and official reports, published at intervals in the foreign newspapers of Japan, together with translations from Japanese journals, relating to the currency, paper and metallic, of the Empire of Japan." Yokohama, The Japan Gazette office, 1882. p. p. 308—309.

(註20) 「明治文化全集」第九卷、經濟篇、一四三頁。

三、香港商業會議所における円銀論議

香港総督のジョン・ポープ・ヘネシー (John Pope Hennessy) が、明治十二年七月、日本に來訪したことは日本社会の一部の人々にとっては、円銀を香港における法貨とする上に、支援を受けるに最も好い機会と考えられた。事実一八八〇年(明治十三年)二月二十四日に開かれた香港商業會議所の会合に、円銀を合法貨幣とすべき提案が提出されたのである。^(註1)

香港において、日本円銀がどのような評価を受けていたかは、二月二十四日のデイリー・プレス (Daily Press) に掲載された、この會議所における討論の内容によって知ることが出来る。まずライリー (Hon. P. Ryrie) は円銀流通に賛成し、日本貨幣の品位が維持されるか否かについて、従来論議されて来たことに反駁し、

品位について、日本政府の保証を得ることは可能であるといっている。すなわち、

「日本円については、当会議所において長く論議されて来た。会員の大部分の意見は、それに反対であった。その主なる理由は、当地あるいは当会議所において、日本政府がその貨幣の品位を確実に維持し得るか否かについて、充分なる信頼をもち得なかつた点にある。……私は日本造幣寮の首長であったキンダー氏とも、そのことについて会談した。そして私は、その貨幣の品位の維持に関して、最も完全な信頼のおける保証が、日本政府から得られると信じている。……」

これらの貨幣が現在福州、広東、シンガポール、ピナンにおいて、授受されているので、私は、この問題を再び採りあげる時期に到達したと考える。そして、おそらく会議所は、その問題を採用あげた場合には、以前に得た結論とは異つたものに到達すること(註2)と思う。」

日本円銀が福州および広東において、流通しているという説明について、果して、それが関税および租税の納付にあたって、政府によって受納されることを意味するのか、あるいは商人たちによって受取られるのか、あるいはまた、制限された額においてのみ受払されているのかという質問が、会頭ケスウィック(William Keswick)によって提出された。これに対して、ライリーは彼の得た情報によれば、福州において円銀は商人たちによって受取られていると答え、又ディーコン(Dacon)も円銀が広東において流通していると述べている。(註3)

これらの説明から、日本銀貨が南支那の貿易港において、或程度流通していたものと推察することができるのである。

日本銀貨を香港における法貨とすることにつき、賛成の意見を最も積極的に表明したのは、香港上海銀行の支

配人ジャクソン (Thomas Jackson) であった。彼は次のように、円銀の流通によって貿易取引が促進されること、および円銀の品位について懸念する必要のないことを主張している。すなわち、

「厦門、福州においては、円銀は他のいづれの通貨よりも好んで授受されており、何等支障なく、無制限に流通している。それは、この数週間におけるわれわれの経験によるところであるし、昨年も、彼等はわれわれの送付した円貨をすべて受取った。又海峽植民地、ピナンにおいても円貨が流通している。最近十日ほど以前に、香港上海銀行は、中国人がメキシコ弗よりも円銀を好み、その地における通貨は、クリーン、メキシコ弗であつて、チョップド弗ではないという、電報を受取った。

沿岸諸港における経験は、円銀にとって有利な事情にあることを示している。もし円銀を香港に流通せしめれば、人々はそれを好んで使用するであらう。

今後日本との貿易量は次第に増加するものと思う。三菱汽船会社によって大阪との直通航路が開始され、大規模の船積が行われるに至った。今もし、われわれが円銀を当地に通貨として得ることが出来れば、この通商路に対して大いなる恩恵となるであらう。

円銀貨幣の信頼性に関しては、過去の経験が如何なるものであつたにせよ、私は現在疑念を抱く余地はないと思う。日本人は現在世界的にも優秀なる造幣所をもっている。彼等は定期的に彼等の貨幣を、分析試験を受けるために、カルカタ及びサンフランシスコの造幣所へ送っている。又彼等はその貨幣を海外に流通せしめることを希図しているので、自国の利益のために、その铸貨の品位を保持せしめようとする、強固な意思をもつてゐる。

メキシコ弗に関して、われわれはどのような保証を得ているであろうか。何らの保証をも得ていない。それを鑄造する人々についても、何ら知るころはない。しかし、彼らは非常に有利な産業に従事していること、その貨幣は品位によって常に市場性を確保していること、したがって、その品位を維持することが彼らにとつて利益となることを知っている。これが明白なる理由である。

このような事柄について、日本人を疑うことは彼等に対して不公正なことである。彼等が全世界に誓約を行った以上、彼等は不名誉なことは絶対にに行わない国民であると思う。しかし、彼等は、かつて、彼等の通貨に對して濫に変更を加えたことがあった。そして、彼等が再びそのような行為を繰返さないということについて、どのような保証を得られるのかといわれるかも知れない。

以前の場合と現在の場合とは同一ではない。彼等が濫に変更を行った貨幣は円銀ではなく、日本の旧貨幣であった。これらの旧貨幣は、彼等の領土外に流通せしめるためのもではなかった。又新政府が漸く樹立されたばかりの時であった。しかし、この円銀については、彼等は、日本国内における流通を求めるとはなく、中国および海峽植民地における流通を希望しているのである。私は円銀を香港における流通貨幣とすることが望ましいと思う。そして、当会議所はその処置をとるべきであると思う。^(註4)

ライリーも、

「われわれ自身の弗を鑄造することが、さらに良策であるが、そのことには殆んど希望がもてないので、ジャクソン氏の意見にしたがって、現在は円銀を認めることが良いと思う」^(註5)

と、ジャクソンの意見を支持した。日本円銀の香港における流通を公認することに、反対意見を表明したのは、

チャータード・マーカントイル・バンクの支配人、ネルソン(Nelson)であった。彼は次のように主張した。

「しかし、それは日本人が真に、中国人のための貨幣を作る者として選ばれるような、歴史と誠実性と利害關係をもつ国民であるかどうかということに関する、重要な問題である。……私は、彼等はそのような国民ではないという意見である。そして、日本と当地の間の為替を同等にすることによって得られるかも知れない利益のために、非常な障碍があると思われる方向にわれわれを拘束することは、会議所としては誤謬であると信じる。」^(註6)

ネルソンは常に反目的であったと、ハウスも(E. H. House)大隈重信宛の書状の中で批評している。^(註7) 論議の末、ジャクソンが、

「当会議所は、本国政府が、日本円銀を当植民地に流通せしめるための処置を施すよう、政府に建言すること」^(註8)

と提議を行ったのに対して、ネルソルは、修正意見として次のように提案した。

「会議所の委員会は、日本円銀を当植民地における法貨たらしめるために、政府によって、もしあるとすれば、如何なる方策がとられて来たかということ、および現在の貨幣の基準を維持することにつき、日本政府によって、もしあるとすれば、如何なる保証が提供されているかを確認するよう努力すべきである。

私は、会議所がそのような勧告を行う前に、その根拠を十分に確め、それを完全なる確信をもって行うべきであると信ずる。私自身は日本貨幣について、そのような確信をもっていない。」^(註9)

と、日本貨幣の品位に関する保証が不十分であるという意見を強く表明し、シャープ(Sharp)もこれに賛同し

幕府時代における貨幣改悪、明治初期における劣位貨幣の鑄造が、日本貨幣に対する不信認をもたらす原因となっていることは明らかである。

ジャクソンは、これら日本貨幣の品位保証を日本政府に対して要求すべしという意見に対して、

「彼等は最良の保証を与えている。すなわち、その貨幣は、年々又は六カ月毎に、サンフランシスコの造幣所と、カルカッタの王立造幣所へ、分析のため送られて^(註10)いる」

と、外国における日本貨幣の分析試験をもって、最も確実なる保証であると説いている。

日本貨幣に対する不信認の理由は、品位の問題のみではなかった。会議所会頭であるウィリアム・ケスウィック (William Keswick) は、日本円銀を香港に導入することは有利であると認めはするが、日本銀貨の鑄造が永續し得るであろうかとの疑問を提供している。すなわち、日本貨幣の供給量の問題が、また論議の対象となったのである。

「彼等は、この貨幣によって損失を蒙ることなしには、この貨幣を鑄造し、それを流通せしめることは出来ない。もし、日本において多量の銀が産出され、円貨の形態に極印が捺され、それに流通性が与えられることによって、貨幣が作られるとすれば、ジャクソン氏のいうように、品位に関する保証を得ることとなるう。

しかし、私がこの問題を理解するところでは、日本は、その銀貨の鑄造を、永久に収支相償うものにするだけの銀を国内において獲得することはできない。そして、もし日本が銀を他の市場に求めねばならないとすれば、その発行が永續するとは考えられない。^(註11)」

彼の疑問に対しては、ライリーは、

「小銀貨および銅貨を鑄造することによって、造幣寮をして収支償わしめるようにできるであろう」^(註12)
と答え、また、ジャクソンは、

「日本が開国したのは、わずか数年前のことであり、それ以前には一オンスの銀もその国に輸入されたことはなかった。過去十二年間に一億弗の価値の銀貨（古銀）が日本から輸出されたのは、如何なる理由にもとづくのか。造幣寮は全体としてきわめて有利なる事業であると信ずる」^(註13)

と、日本銀貨の供給力を弁護している。

結局香港商業会議所における論議は、ネルソン一人の反対があったのみで、ジャクソンの動議が採択され、日本円銀の香港における流通を公認するよう本国政府に建議することに決定した。

香港商業会議所が提出したと同じ趣旨の請願書が、約二百名の中国商人、その他によって署名されたことを「China Overland Trade Report」（失日）が伝えている。そして、

「古いメキシコ弗に代位せしめるために大阪造幣寮の鑄貨を、法貨たらしめようとする強い要求が、この植民地に広がっている。……日本は自国の通貨を香港に流入せしめることを熱望しており、又それは正しいことであり、メキシコ弗よりはるかにすぐれた貨幣である円銀に対して何等反対はあり得ない。ただわれわれにとって問題となるのは、すべての貿易港において中国人が、それを平価で受取るだろうかということと、その貨幣の供給が継続するだろうかということである」^(註14)

と述べている。これによっても、円銀とメキシコ弗との平価流通の問題が、実際的には解決されておらず、また円銀供給量に関する不安が残されていることが知られる。

明治十三年三月十三日のジャパン・ガゼットも、この問題について次のような意見を発表している。

「円銀鑄造の継続問題は、重要な利害関係をもつ。そしてもしその鑄造が、日本政府の犠牲によってのみ実行され得るものであることが明らかであるとすれば、その継続期間の長短は、僅少の銀を産出するにすぎない国によって、海外流通のための銀貨を鑄造しようとする虚栄に対して、認められる価値の程度によるものである」^(註15)

と、日本円銀の海外流通策を虚栄心にもとづくもののように批判している。

このような批判があつたにしても、香港商業会議所における討議の結果、日本円銀が香港において法貨たり得る希望が、一応与えられたのである。しかしながら、会議所からの建言が本国植民地大臣の賛同を得るところとならず、その希望は実現されるに至らなかつた。

(註1) “The Currency of Japan”. p. 295, p. 310.

(註2—6) *ibid.* p. p. 298—301.

(註7) 「大隅文書」 C三二九

(註8—13) “The Currency of Jaan” p. p. 302—303.

(註14) *ibid.* p. p. 304—305.

(註15) *ibid.* p. p. 322—323.

四、あとがき

香港において、日本円銀が法貨に認定されることは、結局成就しなかった。その原因は、香港商業会議所における反対者の意見の中にも見られるように、日本円銀の品位と供給量に対する信頼を裏付けるに足る根拠が確認されなかったことにもあるが、さらに香港が経済的に中国の一部ともいふべき立場にあり、広東、福州、廈門、仙頭等、中国南部の諸地方と密接な経済関係をもっていることによつて、これらの土地の中国商人の、貨幣に関する慣習の影響を受けざるを得なかったことにもよるものと考えられる。

一八七九年七月二十六日のジャパン・ガセットは、円銀の法貨認定の問題について、

「中国人及其他の人々は、日本造幣寮の印章又は刻印を価値の保証として承認しないであろう、それは十分な保証ではない。そして、仮令ヴィクトリア女王の議會が、日本の貨幣を法貨とすべしと布告したとしても、商人は依然として今後多年の間、ドルの既知の基準と比較する以外には承認しないであろう。そして再びドルと同じく、それは馬蹄銀に鎔解されるであろう。香港の行動がどのようなものであらうと、沿岸及び国内市場の中国人に対して、如何なる影響をも及ぼし得ない。……」

もし日本円が西海岸或は厦門、福州、あるいは台湾、広東に送られるとしても、その価値は単に銀貨の量目と品位から、馬蹄銀に鎔解する費用を差引いたものであらう。そして、日本において費した鑄造費は失われるであらう。^(註一)

と論じ、又十一月五日には、香港における日本銀貨の流通状況について、

「前回の通報の日の、香港における日本銀貨の地位は、円銀は一・五乃至二パーセントの割引相場であり、補助貨幣は十一パーセントから九パーセント割引への騰貴を示していた。円銀は小額取引の決済通貨として、香

港において受取られており、広東においても同様であろう。しかし、内地にある地方商人が、今後どのようにするかは不明であるとしても、現在それらの貨幣を顧みようとしないために、貿易商たちは、それらを受取らないであろう。^(註2)」

と述べていることによつて、円銀の法貨公認問題が起きつつあった頃の、香港における日本銀貨の地位が、中国商人の貨幣観の影響によつて、法貨となるには困難な状態にあったことが察知できる。

わが国が金本位制の採用を決定して、明治三十年十月一日より一円銀貨の引揚を実施することとなつたが、同年一月末までの円銀の総発行高および輸出入高は、次のような状態であつた。

総発行高	一六二、五一元、〇一一円
輸出高	一一九、八一六、三八九
輸入高	七、四六一、一三五
総差引輸出高	一一二、三五五、二五四 ^(註3)

ここに示されるように、円銀発行高の約七割は海外へ流出していた。そして、この海外における円銀は、

「主トシテ海峡附近ノ諸島ニ於ケル通貨トシテ、小取引ニ使用スルモノアリテ、容易ニ本邦ニ輸送シテ金銀ニ交換セラルルノ余裕ヲ有セス。且其輸出セラレタルモノノ大半ハ、清国人ノ手ニ渡リ、或ハ鎔解シテ両銀ニ改鑄セラレ、或ハ慣習ニ依リ私ニ極印ヲ施サレ、概ネ貨幣タルノ資格ヲ失ヒタルモノナルヲ以テ、完全ナル貨幣トシテ本邦へ復歸スヘキモノハ、純輸出高ノ一割即チ千万円内外ニ過キサレヘシ」^(註4)

と、貨幣として流通するものの、きわめて僅少であることが予想されたのである。

日本国銀の海外流通策

海峽植民地においては、一八七四年（明治七年）一月十七日に円銀が法貨に指定されて以来、その流通力を増し、明治二十七年頃には、海峽植民地市場の支配的通貨となっていた。したがって、明治三十年三月三日のシンガポール領事館の報告に、シンガポールのみにても、日本銀貨は、

「凡ソ七八百万円ハ流通可致候。……新嘉坡、彼南、麻六甲、馬來半島ニ流通スルモノヲ合スレハ、無慮千六百乃至二千万円ト可相成」^(註5)

とあり、又四月二十四日の報告にも、

「当港流通貨幣ハ殆ト皆日本円銀ニシテ、墨銀及英弗ノ如キハ百中ノ四五ニ過キス」^(註6)
と述べられているような良好な状態にあった。

これに対して、明治三十年二月、香港における円銀流通額は、約五十万円と見られており、六月一日の香港領事館の報告には、次のように説明されている。

「香港及上海銀行ハ第一ノ所蔵家ニテ、現ニ打印銀円貳拾參万五千円打印セサルモノ拾壹万八千百參拾參円（五月三十一日現在）ヲ有スル趣ニテ、「チャータールド・バンク」其他ノ銀行及支那人兩替屋富商等ノ所蔵數ハ、其精數ヲ知り難ク候得共、右諸銀行支配人及買弁等ノ説ヲ聞クニ、打印セサル銀円ノ現在高ハ至テ少額ニテ、前記香上銀行所蔵高ノ外七八万内外ヨリ拾万円以下ナルヘシトノ見込ニ有之候ヘハ、現在総高目下貳拾万内外ニ可有之ト被存候」^(註7)

これによって、香港における円銀は、Clean Silver Yen すなわち、無号竜銀あるいは白竜銀と呼ばれる状態のもの少く、その多くは、中国人兩替商によって打印され Chopped coin として、その信用を保証されなけ

ればならなかったことが知られる。海峽植民地においては、

「極印アル円銀毫モナク流通総額悉ク完全ナルモノナリ」^(註8)

との報告がなされているのに対して、香港はこれと全く事情を異にしていたのである。

明治二十八年（一八九五年）に至るまで香港における通貨は、ボンベイにて鑄造された英国弗と、メキシコ弗および爛洋（Chopped dollar）であり、為替銀行発行の銀行券であった。そして、同年二月二日の香港鑄造令によって、量目四一七・七四グレイン、品位九〇二・七のメキシコ弗が本位貨幣とされ、無制限法貨の資格を認められ、同時に香港弗と英国弗も、本位貨幣に等しいものとして取扱われることが定められた。このようにして日本円銀は遂にメキシコ弗に代位することはできなかつた。しかしながら、明治三十年三月。わが国の貨幣制度が金本位制に移行したことによって、わが国の貨幣政策は、洋銀を対象とする円銀の国際的流通力拡大の問題から解放されたのである。

(註1) “The Currency of Japan,” p. p. 306—307.

(註2) *ibid.*, p. 320.

(註3) 「明治財政史」第十一巻、七八六頁

尚「造幣局沿革誌」には、一円銀の総発行高、一六二、〇七七、〇七二円とあり、「明治財政史」の示す額と、四四万円の相違がある。

(註4) 同右 七八六—七八七頁

(註5) 同右 八二五頁

日本四銀の海外流通策

(註6) 同右 八二八頁

(註7) 同右 八〇九頁

(註8) 同右 八二五頁